

食品安全委員会（第507回会合）議事概要

日 時：平成26年3月17日（月） 14：00～14：56

場 所：食品安全委員会大会議室

出席者：熊谷委員長ほか 5名出席

傍聴者：報道 1名、行政機関 4名、一般 3名

議事概要

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する
リスク管理機関からの説明について

・ 遺伝子組換え食品等 3品目

[1] 除草剤アリルオキシアルカノエート系、グリホサート及びグル
ホシネート耐性ダイズ44406系統

[2] 除草剤グリホサート及びイソキサフルトール耐性ダイズFG72系
統

(厚生労働省及び農林水産省からの説明)

→厚生労働省及び農林水産省から説明。

本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議する
こととなった。

[3] チョウ目害虫抵抗性ワタCOT102系統、チョウ目害虫抵抗性ワタ
15985系統及び除草剤グリホサート耐性ワタMON88913系統から
なる組合せの全ての掛け合わせ品種

(厚生労働省からの説明)

→厚生労働省から説明。

本品目については、遺伝子組換え植物の掛け合わせ品種であることか
ら、平成23年7月21日食品安全委員会決定「遺伝子組換え植物の
掛け合わせ品種の取扱いについて」に基づき、その取扱いを検討する
必要があり、まず、委員長の指名する委員を中心に、「遺伝子組換え
食品等専門調査会における調査審議を経ることなく、食品健康影響評
価を行う」かどうか検討するため、委員長から山添委員が指名された。
山添委員を中心に検討した結果を、後日、委員会に報告することとな
った。

(2) 動物用医薬品専門調査会における審議結果について
・「メトロニダゾール」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の三森委員及び事務局から説明。
取りまとめられた評価書（案）について、意見・情報の募集手続に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答（案）の作成及び評価書（案）への反映を動物用医薬品専門調査会に依頼することとなった。

(3) 新開発食品専門調査会における審議結果について
・「素肌ウォーター」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の山添委員及び事務局から説明。
取りまとめられた評価書（案）について、意見・情報の募集手続に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答（案）の作成及び評価書（案）への反映を新開発食品専門調査会に依頼することとなった。

(4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について
・動物用医薬品「プロゲステロン及び安息香酸エストラジオールを有効成分とする牛の発情周期同調用膣内挿入剤(プリッド テイゾー)の再審査」に係る食品健康影響評価について

→担当委員の三森委員及び事務局から説明。
「本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられる」との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

**(5) 食品安全モニター課題報告「食品の安全性に関する意識等について」
（平成25年8月実施）の結果について**

→事務局から報告。

(6) その他
・「普通肥料の公定規格に関する食品健康影響評価の考え方（案）」について

→事務局から説明
普通肥料の公定規格に関する食品健康影響評価の考え方の改正について、資料6のとおり委員会決定された。